

令和 6 年第 8 回

美里町農業委員会総会議事録

8回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和6年7月25日(木) 午後1時31分から午後2時10分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(16名)

1番	小田嶋 勝美	2番	後藤 幸太郎	3番	我妻 卓美
4番	福田なほ子	5番	久道 雄悦	6番	古内 世紀
7番	尾形 司	8番	繁泉 順子	9番	佐々木幸一郎
10番	小野 保裕	11番	澁谷 正行	12番	鈴木 幸博
13番	遊佐 恭一	14番	渡邊 雅光	15番	邊見 勝寿
16番	伊藤 恵子				

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
3. 利用権設定の合意解約による通知について
4. 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 美里農業振興地域整備計画の変更について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(2名)

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司

8 会議の概要

事務局長	では、時間になりましたので、始めたいと思います。 ただいまより、令和6年第8回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和6年第8回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員については、全員出席ですので、16人の出席であります。総会を開く場合に委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。議事録には会長と総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないことが美里町農業委員会会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。7番尾形司委員、8番繁泉順子委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について。 7月8日に農家相談を実施しておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。
尾形 司委員	それでは、報告いたします。 7月8日月曜日、201会議室におきまして、邊見会長職務代理者、小野委員、私、尾形の3名で対応いたしました。 相談件数は1件でした。 相談者は、●●字●●の●●●●さんという方でした。 相談事項は、●●にある畑に太陽光発電設備を設置したいとの相談でした。 対応といたしましては、太陽光発電設備の設置は農地転用にあたり、●●の畑は農振農用地区域に入っているので、普通の太陽光発電設備は設置できませんということを説明いたしました。営農型ならば可能性はありますと返答いたしました。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。 次に、報告事項2番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。
事務局	(報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明

	を行った)
議長	ご苦労さまでした。 ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	次に、報告事項４番、農地法第５条第１項の規定による許可申請の取り下げについてを事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(報告事項４について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま、事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	それでは、ないようですので、議事に入ります。 第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第１号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について審議いたします。 質疑ありませんか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可については、全ての番号において賛成となりましたので、原案どおり許可といたします。 次に、第２号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第２号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第２号議案、農用地利用集積

議長

計画書審議について審議いたします。
質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議員

質疑なしと認め、採決をいたします。
第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

全員賛成と認めます。
第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、全ての番号において賛成となりましたので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。
次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。
また、7月12日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。
事務局の説明が終了しましたので、調査委員会の担当委員さんより報告をお願いいたします。

我妻卓美委員

農地調査委員会は、伊藤会長が所用により欠席したため、福田委員と、委員長である私、我妻と、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計5名で7月12日に現地調査を行いました。
第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての意見。
番号14の申請地は●●字●●にあり、転用目的は●●●●●です。現地は宅地等に囲まれ、10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。
番号15の申請地は●●字●●にあり、転用目的は●●●●●です。申請者は、隣接する空き家を購入し、転用にあたることを認識せず、令和6年6月10日に砂利を敷き、●●●●●にしてみました。
しかし、申請者から始末書も提出され反省しており、農地区分は、宅地等に囲まれ10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、大規模な一団の農地から少し離れた箇所にあるため、それらの営農条件に影響を与えることはなく、第2種農地になりますので、追認することはやむを得ないと考えます。
番号16及び番号17の申請地は●●字●●にあり、転用目的は●●●●●です。現地は都市計画用途地域内にあることから、農地区分は第3種農地となりますので、特に問題は見当たらず、許可相

当と見てきました。

番号18の申請地は●●字●●にあり、転用目的は●●●●●です。現地は宅地及び鉄道により10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

次に、第4号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。

また、7月22日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

福田なほ子委員

4番、福田より報告いたします。

第4号議案、美里農業振興地域整備計画の変更についての現地調査については、7月22日の第2回農地委員会終了後に急遽農地調査委員会を開催し、副委員長である私、福田と、会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計5名で、非農地として農業委員会が証明したことに伴い地域整備計画から除外する4筆以外の該当地を現地調査してきました。

第4号議案、美里農業振興地域整備計画の変更についての意見。●●字●●●●●●●●、●●●●の変更理由は、●●●●です。該当地は現在宅地等に囲まれ、10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されており、農地区分は第2種農地となります。なお、大規模な

一団の農地から少し離れた箇所にあり、それらの営農条件に影響を与えることはないため、農地転用申請がされた場合、許可相当と見てきました。

次の、●●字●●●●の変更理由は、●●●●です。該当地は、周辺に10ヘクタール以上の農地が広がっており、その一角にありますので、農地区分は第1種農地となりますが、●●●●は許可方針にある不許可の例外に該当するため、農地転用申請がされた場合、許可相当と見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了しましたので、第4号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について審議いたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第4号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、美里農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり異議なしの意見を付し、美里町長に報告をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第8回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 7 番

署 名 委 員
議 席 8 番